

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	角前 和夫
登録番号又は法人番号	07211637
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	伊勢行政書士事務所
事務所所在地	三重県度会郡玉城町勝田 3239 番地 3
処分年月日	令和元年 10 月 28 日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	角前和夫会員は、三重県行政書士会会則第 15 条により納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、行政書士法第 13 条、三重県行政書士会会則第 46 条第 1 項第 3 号に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 13 条（会則の遵守義務） 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会会則を守らなければならない。 三重県行政書士会会則第 47 条第 1 項 本会は、三重県行政書士会会則第 15 条第 2 項により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、個人会員に対しては、第 47 条第 1 項第 1 号の措置をとることができる。